

十日町地域メディカルコントロール協議会「救命サポート」交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、十日町地域内のAEDを設置している事業所等が、AEDを必要とする救命手当に際し、AEDを含む応急手当に対する支援ができるものとして表示マーク（以下「救命サポート」という。）を交付し、地域の救命率向上を目的として、必要な事項を定めるものとする。

(救命サポートの交付)

第2条 前条の趣旨に賛同する十日町地域内の事業所からの申し出に対し、十日町地域MC協議会長が交付する。

2 前項事業所からの申し出は別紙申出書による。

(救命サポート掲示の有効期間)

第3条 救命サポート掲示事業所等として協力できる期間とする。

(救命サポートの表示)

第4条 救命サポート表示マークの基準は、別記のとおりとする。

(救命サポートの掲示場所)

第5条 屋外から見えやすい場所に掲示する。

(救命サポートの返還)

第6条 AEDの設置をしなくなった場合、または、救命サポート掲示を希望しない場合には、事業所等の了解を得た上で返還を求めるものとする。

(救命サポート交付事業所の報道等)

第7条 十日町地域MC協議会事務局は、常に救命サポートの交付事業所等の把握に努めるとともに、新たに救命サポートが交付された事業所等は、広報誌及び十日町地域消防本部ホームページ等へ掲載する。

(救命サポートの再交付)

第8条 救命サポートが破損等により使用に耐えなくなった場合で、十日町地域MC協議会長が認めた場合は、再交付するものとする。

(救命サポートの支援)

第9条 救命サポート交付事業所が第1条の趣旨によりAEDを使用し救命手当てに対する支援をした場合のAEDパットは十日町地域MC協議会が負担するものとする。

附 則

この要綱は、平成 18 年 9 月 1 日から施行する。

附 則 (本文一部改正)

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (本文一部改正)

この要綱は、平成 21 年 4 月 28 日から施行する。

別記 (救命サポート表示マーク)

